

平成20年度  
第2回  
東京都森林審議会議事録  
(平成20年12月19日)

東京都森林審議会事務局

東京都産業労働局  
農林水産部森林課



(午後3時00分 開会)

○石城係長 大変長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから平成20年度第2回東京都森林審議会を開催します。

私、本審議会の進行役を務めさせていただきます農林水産部森林課の石城でございます。委員の皆様には、お忙しい中、ご出席をいただき、まことにありがとうございます。議事に入ります前に、本日の委員の皆様の出席状況でございますが、現在、審議会委員総数15名中、その過半数を超える12名の委員が出席されておりますので、東京都森林審議会運営要領第4の第1項の規定により、本審議会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

ここで、お手元に配付してございます資料についてご案内させていただきます。

まず、上から「会議次第」、「委員名簿」、「座席表」でございます。続いて、第1号議案「多摩地域森林計画変更計画の案」でございます。資料1は諮問文の写しでございます。資料2は「森林計画制度」でございます。資料3は「全国森林計画」でございます。資料4は「変更計画の案の概要」でございます。資料5は「変更計画の案の新旧対照表」でございます。資料6は「第1号議案補足資料」でございます。資料7は「第1号議案に関する質問及び回答」でございます。

それでは、本審議会の開催に当たりまして、農林水産部長からごあいさつ申し上げます。

○産形農林水産部長 農林水産部長の産形でございます。本日はお忙しい中、お集まりいただきましてまことにありがとうございます。先々月、第1回の審議会がございまして、本当にありがとうございます。

冒頭でございますけれども、きょう新聞報道を見られた方もいらっしゃるかと思えますけれども、森林課と森林事務所で契約手続を一括契約ということで、不適切な処理がございまして新聞報道がございましたけれども、今後とも原因等を突きとめまして、きちんと対応してまいりたいと思っておりますので、ご心配おかけしましてどうも申しわけございませんでした。

前回のときもいろいろ申し上げましたけれども、この森林が都民、国民といいますか、人間の共通の財産ということで非常に注目を浴びております。林業が木材価格の低迷等で非常に衰退しておりますけれども、中でも外材のいろんな影響もございまして、今、非常に森林木材が見直されているというところで、東京都といたしましても、今、森林プランの見直しを行っているところでございますけれども、来年度以降、10年間の計画ということで、今、案を検討してございます。来年の1月には、中間まとめを出してパブリックコメントを行って、年度内にプランをつくりたいというふうに思っております。

都では、スギ花粉発生源対策等々をやりまして森林整備ということでやっておりますけれども、その中で花粉の少ない森づくり運動ということで進めておりますけれども、

先月の28日に新聞報道もございましたけれども、東芝グループと多摩の森林整備の包括協定、基本協定を結びまして、今後10年間にわたって東芝グループ五十数社、都内でございますけれども、東芝が府中や青海とか多摩の方に工場があるということで、多摩の森林整備について協力したいという提案がございまして、いろいろ詰めてきたのですけれども、今後10年間にわたって「企業の森」の参加拡大とか職員によるボランティア活動、また、多摩産材の利用拡大等々にご協力していただけるということで、今後、私ども東京都と農林水産振興財団と東芝で協議会をつくって具体的に進めてまいりますけれども。そういう輪が広がっていけば、企業また都民、皆さん一緒になって森林をつくっていくということがどんどん広がっていくかなというふうに思っております。もちろん都としても一生懸命やるつもりでございます。

最後になりますけれども、本日、審議会におかれましては、地域森林計画の変更に関する諮問ということになっております。委員の皆様におかれましては、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○石城係長 次に、今回初めて出席の委員もいらっしゃいますので、改めて審議会委員の皆様及び都の幹部職員の紹介をさせていただきます。お手元の委員名簿をご覧ください。

正面にお座りの太田会長でございます。

○太田会長 太田でございます。

○石城係長 向かって右手側から會田委員でございます。

○會田委員 會田でございます。よろしくお願いいたします。

○石城係長 石野田委員でございます。

○石野田委員 石野田です。よろしくお願い致します。

○石城係長 井上委員でございます。

○井上委員 井上です。よろしくお願い致します。

○石城係長 河村委員でございます。

○河村委員 よろしく願いいたします。

○石城係長 久保田経三委員でございます。

○久保田（経）委員 よろしく願いいたします。

○石城係長 久保田繁男委員でございます。

○久保田（繁）委員 久保田です。よろしくお願いいたします。

○石城係長 小峰委員でございます。

○小峰委員 小峰です。よろしくお願い致します。

○石城係長 坂本委員でございます。

○坂本委員 坂本です。よろしくお願い致します。

○石城係長 城土委員でございます。

○城土委員 城土でございます。よろしくお願い致します。

○石城係長 竹内委員でございます。

○竹内委員 竹内です。よろしくお願いいたします。

○石城係長 羽生委員でございます。

○羽生委員 羽生でございます。よろしくお願いいたします。

○石城係長 なお、本日、黒須委員、吉条委員、宮林委員は都合により欠席となっております。

引き続きまして、都の幹部職員を紹介させていただきます。

産形農林水産部長でございます。

○産形農林水産部長 改めてよろしくお願いいたします。

○石城係長 植竹森林課長でございます。

○植竹森林課長 植竹です。よろしくお願いいたします。

○石城係長 渡部花粉症対策担当副参事でございます。

○渡部花粉症対策担当副参事 よろしくよろしくお願いいたします。

○石城係長 岡田森林事務所長でございます。

○岡田森林事務所長 岡田でございます。よろしくお願いいたします。

○石城係長 それでは、これから議事に移らせていただきたいと思います。

これからの議事進行につきましては、太田会長、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、農林水産部長は所用のため、恐れ入りますが、ここで退席させていただきます。

○産形農林水産部長 半まで大丈夫です。

○太田会長 よろしく申し上げます。いつでもご退席いただければと思います。

それでは、改めて太田でございます。審議が滞りなく円滑に進みますよう皆様のご協力をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、審議会運営要領第5の第2項の規定に基づき、議事録署名委員を指名したいと思います。井上委員、久保田繁男委員お願いできますでしょうか。

○久保田（繁）委員 はい、結構です。

○井上委員 よろしく申し上げます。

○太田会長 それでは、議事録の確認をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、諮問事項の審議に入らせていただきます。

事務局より諮問文の朗読をお願いいたします。

○植竹森林課長 20産労農森第657号。東京都森林審議会。

下記事項について、森林法（昭和26年法律第249号）第6条第3項の規定により、貴会の意見を求めます。

平成20年12月9日。東京都知事、石原慎太郎。

記、1、多摩地域森林計画変更計画の案でございます。

○太田会長 ありがとうございます。

それでは、諮問内容について事務局から説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

ます。

○植竹森林課長 私の方から説明させていただきます。非常に資料が多くて、ちょっと見づらいかと思いますけれども、座らせていただいて説明させていただきます。

今回、お諮りする議案は、森林計画制度の体系の中で位置づけられました計画事項の変更となります。そこで最初に森林計画制度につきまして簡単にご説明させていただきます。資料2をご覧くださいと思います。

資料2は2枚、2ページになってますけれども、ページの中ほどで赤色で囲んだものが「地域森林計画」でございます。地域森林計画は、都道府県知事が5年ごとに10年の計画として作成するものでございます。東京都におきましては、森林計画区が多摩計画区、これは18年4月1日から28年3月31日の10カ年の計画、また、伊豆諸島計画、これは19年4月1日から10カ年の計画の2つでございます。

知事は、右下の黒い点線がございますけれども、地域森林計画によって定める事項、これに基づいて11の項目を定めております。この中で、今回変更になるのは7番と10番ということでございます。

青色の囲みが農林水産大臣が策定する全国森林計画でございます。これに沿って、東京都の地域森林計画も全国森林計画の計画に基づいて割り振りを行われて策定するものでございます。

また、全国森林計画の上位としましては、その上で黒の枠でございますけれども、森林・林業基本計画というものがございます。これは20年程度の計画を見通して、おおむね5年ごとに見直すという計画でございます。

続きまして、1枚めくっていただいて2枚目をご覧くださいと思います。上の一覧表が現行の多摩森林計画の樹立及び変更の経過ということでございまして、平成18年のところの変更とございますけれども、18年9月8日に全国森林計画の変更がありまして、これに基づいて、18年12月21日に18年度の第1回東京都森林審議会で決定いただきまして、18年12月27日に変更したということでございます。

今回は、全国の森林計画が21年4月から新しくなりますので、その計画の変更に基づいて変更ということになります。下のグラフというのですか、赤字で書いてありますが、左が多摩地域森林計画で、右が全国森林計画の相対ということでございます。

それでは、第1号議案であります多摩地域森林計画変更計画の案の内容でございますが、資料の4及び5をご覧くださいと思います。資料4でございますけれども、今回の変更は大きく分けて3つの事項でございます。一番上から、1つとして林道に関する事項、2つ目としまして保安施設に関する事項、3つ目としまして特定保安林の整備に関する事項でございます。

それでは、個々の事項について説明させていただきます。資料4の、まず1の林道に関する事項です。

林道を開設するには、この地域森林計画に記載されることが前提でございます。開設

する路線数を変更前の90路線から8路線増やしまして98路線とさせていただきます。今までの計画の実行、進捗状況でございますが、大体毎年、1年間に2キロ程度の実行で開設をしております。ですから、この計画が全体の面積、10年計画で56キロ程度でございますので、進捗率は大体4割程度というようなことでございますけれども、来年の予算で林道予算に重点的に取り組みまして、まだ決定はされておられませんけれども、おおむね4キロから5キロ、1年間にやる予定計画で予算要求をしております。ですから、56キロというような10年間の計画は何とか、かなりの進捗率、実行率でやっていきたいとは思っております。

それで新旧対照表、恐れ入りますが、横のものですが、4ページから6ページの資料をご覧くださいと思います。あと資料6-1が林道開設追加路線位置図というもの、横長のピンクで塗ってあるものがございますけれども、この地図に落としたところを新規に加えたところがございます。

恐れ入りますが、資料5の4ページからご覧ください。これは林道の計画でございます。市町村ごとになっておりまして、4ページの奥多摩町を見ていただきますと、一番下の小計の上に平石安寺沢線というものがございますけれども、これを新しく加えたものでございます。下にアンダーラインを、路線名と延長、面積、材積等ありますけれども、これはずっとアンダーラインが引いてあるところが新規でございます。

青梅市につきましては次のページをご覧くださいと思います。青梅市の小計のところ、下から2番目の天神入、あと常盤林道の2つの路線を追加いたしました。

日の出町につきましては中段の下でございます。勝峰山という路線を追加いたしました。

あきる野市につきましては鍾乳洞沢線でございます。

檜原村につきましては、中段に書いてありますけど南沢線、笛吹線の2本を新規に追加いたしました。

八王子市につきましては、一番下に力石線を追加したところがございます。

続きまして、2の保安施設に関する事項です。多摩計画の計画期間内の種類別面積を減らして、これにより計画期末面積を減らす変更でございます。

資料3の全国森林計画書というものがございます。A4判の縦のものですが、これの26ページ、27ページをご覧くださいと思います。これは計画量がここに記載されておまして、中段のちょっと上に利根川というのがございます。ここに東京都の2つの森林計画が入っております。この中には群馬県、千葉県、埼玉県、東京都の全部と、栃木県、茨城県の南部の区分が入っています。これが主伐の材積、造林面積、ちょっと右手、見づらいと思いますが、黄色の線が引いてあるところがございますけれども、林道開設量、こういうものがありまして、これに基づいて、この計画から東京都の計画数量が割り振られるというシステムになっております。

続きまして、資料6-2をご覧くださいと思います。ちょっと数字が並んでいま

して、また小さい文字で恐縮ですけれども、一番左の区分が、先ほどの計画の中の伐採立木材積、その下が造林面積、その下が林道開設量、その下が今回議題に乗っております保安林の面積というようなことが記載されております。

それで右にいきますと、黄色のところでございますけれども、これが全国森林計画の割り振り、東京都の割り振り量でございます。これは15年計画でございますので、5年ごとに前期、中期、後期というふうに割り振っております。保安林の面積につきましては一番上が総数ということで、その下に水源かん養のための保安林、災害防備のための保安林、保健、風致の保存等のための保安林と3つに分かれまして、それぞれに数量が示されております。

次の黄色の横に1行あると思っておりますけれども、これが先ほど説明しましたとおり全国の森林計画の期間と東京都の多摩地域森林計画の期間がずれております。片方は国が15年、東京都は10年ということで、これを再計算しなければ出ませんので、それがこの白い枠でございます。これがいわゆる国の示した量ということでございます。右の方にピンクのところがありますけれども、これが現行のそれぞれの面積でございます。その右に比率とございますけれども、これが先ほど国から示された白いところのA分の、赤のところ現行のBを割ったものが95.2とか89.0とか80.2ということでございます。これは、国の示した数量の2割の増減につきましては、この数字を林野庁に協議するわけなんですけれども、この2割の範囲に入っていると同意をされると。それを超えた場合は理由を付して協議するというようなことになっております。

続きまして、1枚めくっていただきたいと思っております。これが新しく全国森林計画で東京に割り振られたものでございます。総数につきましては、保安林面積の白い枠をご覧くださいと思います。総数については1万3,983.8ヘクタール、水源かん養のための保安林が1万2,094ヘクタール、災害防備のための保安林が1,436.2ヘクタール、保健、風致の保存等のための保安林が2,069.2ヘクタールでございます。ピンクの色は現行でございます。これをここに当てはめて提示したものでございます。その比率を見ますと、水源かん養、2つ目の災害防備については2割に入りますけれども、保健、風致保存等のための保安林につきましては2割を上回っているということでございます。

あともう1つ、国の割り振りを現行、前のページのところと比べていただきたいと思うのですが、合計の欄を見ていただきますと、現行は1万6,944、今回が1万4,827ということで約2,100ヘクタールぐらいの国からの割り振りそのものが少なくなっているという、そういう数字でございます。

恐れ入りますが、もう1枚めくっていただきたいと思っております。先ほどの国の示した数字と、現在、毎年、大体40ヘクタールぐらい平均しますと実行できるということもありまして、そういったことをかんがみまして、今回は国の示された割り振り量をそのまま計画に載せたいということでございます。ですから、比率は100、100、100



ということになっております。

ちょっと数字ばかり並んでわかりづらいと思うのですけれども、よろしいでしょうか。一応、今回の提示された数字につきましては、国の割り振り量をそのまま提案させていただいたということです。

続きまして、3の特定保安林の整備に関するところでございます。現在、要整備森林を17カ所定めておりまして、12カ所減らして5カ所にするという変更でございます。

まず、制度の概要についてご説明をします。お手元の資料の6-3をご覧くださいと思います。特定保安林制度ですけれども、中段に書いてありますけれども、保安林の中にも、なかなか手入れがおくれている、そういった健全でない状態の保安林もあると。そのため、水源のかん養とか山地災害の防止など、こういった機能が低下している保安林については、農林水産大臣が特定保安林に指定して公益的な働きが十分に発揮されるよう計画的に整備を進めていくことにしております。この制度が特定保安林でございます。また、造林、保育、伐採その他の森林施業を早急に実施する必要があると認められる森林を「要整備森林」というふうに位置づけております。

特定保安林と要整備森林につきましては、右下のちょっとイラストがございますけれども、特定保安林の中に特に整備を要するというのが要整備森林でございます。

この指定につきましては、東京都で調査表を上げて指定は国がやるというようなことになっております。また、要整備森林を間伐等を行いまして整備をすれば、これは解除できるという、こういう制度でございます。

恐れ入りますが、資料5をご覧くださいと思います。10ページ、11ページでございます。これが17カ所それぞれの市町村ごとの、林班ごとの面積等を入れている表でございます。恐れ入りますけれども、資料6-4をご覧くださいと思います。

先ほどの一覧表を数字をつけて並びかえたものでございます。この番号の中の○のついているところが、平成17年、18年で間伐をしまして、そういった手入れが行われまして、指定を解除できるというところでございます。今回12カ所を削減いたしまして未整備の5カ所はそのまま残すということでございます。

また、資料6-5でございますけれども、地図がございます。この番号は先ほどの資料6-4の番号と同じ番号を振っておりますので、桃色で示した箇所が、今回、地域計画から削減する、削除するもので、緑色についてはまだ整備が進んでおりませんので、残すものでございます。

よろしいでしょうか、非常に資料が多くてわかりづらいと思いますけれども。議案であります多摩地域森林計画の変更案の概要につきましては以上でございます。

ここでもう1つ、伊豆諸島の計画について少しご説明させていただきます。全国計画が策定されると、それにあわせて地域計画を変更する必要があるというのが通常でございますが、資料6-7をご覧くださいと思います。ここに先ほどの説明のところにも使いました保安林の指定の数量のところに使いましたけれども、これが国が示した

割り振り量でございます。

例えば、一番上の伐採立木材積については10年間で9立方メートル、また、林道につきましては12キロメートル、こういった数字がございます。それを割り振ったものが、1ページめくっていただいて次のページをご覧くださいと思います。ここに割り振り量が、ちょっと色がつけていなくて申しわけございませんけれども、右から3つ目の欄でございます。今回というか、今までの計画をその右に記載しております。そうしますと、それぞれ、主伐については113.6、間伐については100、これはいわゆる2割の増減に入っていますので、全国計画量の変更、変化に対する影響がほとんどないということで、今回、伊豆諸島の計画については変更する必要がないという私どもの見解でございます。よろしいでしょうか。

なお、今後の変更手続の状況でございますが、変更計画の案を11月6日に縦覧・公告を行いまして、森林法に定める意見聴取の期間として30日間、これは12月8日に終了しました。この縦覧期間中に意見をいただくのですが、意見はございませんでした。その他多摩計画にかかわる15市町村、国の関係機関からも意見を聞くことになっておりましたが、それについても意見はございませんでした。

以上でございます。

○太田会長 どうもありがとうございました。

ただいま知事からの諮問をお受けし、諮問内容についてのご説明をいただきました。原案でございますので、皆さんのところに事前に配付された内容のご説明でございます。

それにつきまして、事前に資料をお送りし、委員の方からご質問をいただいております。大変貴重なご質問が出ておりますので、そのあたりにつきまして、事務局から説明を続けてほしいと思います。よろしく申し上げます。

○植竹森林課長 それでは資料7、A4判の横の資料でございます。この資料に基づいて説明をさせていただきます。質問が井上委員と城土委員の方から出ております。

1ページ目でございますけれども、井上委員、1番、全体として、変更を要した理由についてというところで、計画変更の主な理由として、「多摩地域森林計画変更計画の案の概要」には、平成20年10月に策定された全国森林計画の保安施設に関する事項が許容範囲を超えることになったため変更するとされています。全国森林計画の規定事項に即して変更を要した数値を具体的に挙げ、今回の地域森林計画の変更をしたのかについて説明をお願いしますということです。

ご回答でございますけれども、先ほど資料6-2の2枚目でご説明しましたが、緑色の四角部分の比率が120%を超えるということでございますので、保健、風致の保存のところにつきましては132.4%でございます。農林水産大臣の同意を得るためにはプラスマイナス20%におさめるということでございますので、変更することになったということでございます。

続きまして2番です。変更計画書7(2)の林道、別表3でございますけれども、開

設する林道の路線は増加していますが、総延長の距離は同じで、利用区域面積は増加しています。開設距離が減少している路線で利用区域面積に変更が生じていないようですが、そのようなことは想定されるのでしょうかということでございます。

回答でございますが、利用区域面積についてでございますが、利用区域とは、当該林道により、森林整備、木材搬出等を行うことができる区域をいまして、尾根、谷、稜線等地形によって区分されております。今回は、地形の状況から開設計画距離によって利用区域面積が減少する路線はございませんでした。

続きまして、1ページおめくりください。3つ目の質問でございます。保安林面積、特定保安林の要整備森林の変更の件でございます。保安林指定面積の総数が1,857ヘクタールから440ヘクタールへ減少していますが、具体的に支障が生じるようなことはないのでしょうか。要整備森林の総数が17カ所、33.9ヘクタールから5カ所、10.4ヘクタールへ大幅に減少していますが、具体的に支障が生じるようなことはないのでしょうかというご質問です。

まず、1番の保安林の指定面積の件でございますが、後ほど城土委員さんの方からも同様の質問をお寄せいただいておりますので、そのときあわせてお答えしたいと思います。2番の要整備森林でございますけれども、平成17年度及び18年度に指定されました特定保安林の要整備森林におきましては、間伐が実施されたことにより、要整備森林が存在しなくなったので減らすということでございます。また、都独自の事業としまして花粉症発生源対策事業、これは主伐事業、色彩豊かな森事業、2つに分かれますけれども、及び森林再生事業、これは環境局でやってます間伐でございますが、により整備されておりますので、新たな要整備森林の指定も見込まれません。従いまして、要整備森林が減少しても特段の支障はないというふうに考えております。

続きまして、また1ページめくっていただきたいと思っております。城土委員からのご質問でございます。1つとしまして、間伐林木材積その他間伐及び保育に関する事項でございます。新たな全国森林計画において、健全な人工林の育成と成熟しつつある国内資源の本格的な利用の推進の観点から、間伐を主体として伐採立木材積を増加させることとしている中で、喫緊の花粉対策等が求められている多摩地域の針葉樹人工林において、現行計画の間伐立木材積を変更しない理由及びその背景を明らかにされたいということでございます。

ご回答でございますけれども、現行の多摩地域森林計画は、樹立した同年に、先ほど説明しましたとおり全国森林計画が変更になりまして、その結果、利根川流域での割り振り量を十分に割り振られたものでございます。割り振り量の決定につきましては、多摩地域の花粉発生源対策の事業量も算入しましたし、また、伐採立木材積（主伐）、造林面積、間伐立木面積を大幅に増やしたところ、今回の策定による計画量の先取りのような形になり、結果的に今回の全国森林計画の割り振り量に見合った計画量となったということで、変更は生じませんでした。

参考としましては、資料6-2の2ページ、上の方に、先ほどの色のついた上に造林面積、その上が間伐でございまして、間伐につきましては一番右の欄の比率で110.7%ということですので、それは十分、国の割り振りに対応できるということでございます。

続きまして、2つ目のご質問でございます。林道の開設その他林産物の搬出に関する事項。別表3に示された開設すべき林道の箇所別の数量を見ると、現行計画に比して路線数で8路線増えたにもかかわらず全体及び市町村別の延長は変更されていない。効率的な林産物搬出に必要であれば、路線数はもちろん、その開設延長も確保すべきではないかというご質問でございます。

回答でございますけれども、現在計画書に記載されている路線の中には、地元要望等により開設する予定路線として載せたにもかかわらず、事業実施に至らず、休眠状態のものが結構多数含まれています。また、1の質問と同様でございますけれども、全国森林計画の変更の際に、開設計画量の20%減の割り振り量を提示されましたが、農林水産大臣の同意を得られるぎりぎりの上限の計画量まで減じる変更を行いました。当初は89路線、57.1キロだったのですが、平成18年度の変更では90路線、55.9キロメートルでございます。今回、計画量は事業休眠路線から新規路線に割り振って、全体の計画量はふやさないことにいたしました。

続きまして、1ページまたおめぐりいただきたいと思います。他の森林計画の取り扱いでございますけれども、今回の多摩地域森林計画の変更は、基本的には、全国森林計画の定時改訂に伴うものと理解しているが、伊豆諸島地域森林計画には変更はないのかというご質問です。

これも先ほど簡単にご説明しましたが、1の以前の全国森林計画の変更の際に、伊豆諸島地域森林計画の樹立に当たっては、現況の林種構成に即した計画量としまして、さらに三宅島における森林災害復旧は別枠としたため、東京都全体における割合は5%に満たない量となっています。今回の全国森林計画の策定による影響は、1と同様な理由として、もともと影響が少ない計画量により変更が生じませんでした。ただ、生物多様性、特にこれは小笠原村につきましては何らかの記述をするべきではありましたが、環境所管部局と調整した結果、次回の変更または樹立時に盛り込んでいきたいというふうに考えております。

続きましては、保安施設に関する事項でございます。保安林として管理すべき森林の種類別面積等について、現行計画に比して大幅な指定量の減となっている理由及びその背景を明らかにされたいということでございます。

先ほども申し上げましたけれども、井上委員から保安林の指定面積の大幅な減少の計画量を懸念されるご意見、さらに今の城土委員から、全国計画の計画量の年平均ベースから比較して多摩計画の計画量はかなり低いとのご指摘をいただいております。東京都といたしましても、全国計画に沿った数字として今回の変更計画の案を提案させていた

だきましたが、両委員からのご意見を斟酌いたしまして、現行計画に載った数値はそのまま極力減らさない方向で見直しました。

それでは、修正案を、これは別に配付いたしますので、事務方お願いいたします。

(修正案配付)

○植竹森林課長 よろしいですか。お手元にありますのが第1号議案の修正案を提案させていただいたものでございます。修正案について説明させていただきます。

第1号議案の8ページ、9ページを修正するものでございます。お配りいたしました審査表をご覧いただきたいと思っております。一番上ですが、水源のかん養のための保安林と、2つ目の災害防備のための保安林につきましては、現行でそれぞれ102.9、109.5ということでございますので、現行の数字をそのまま記載させていただいております。また、一番下の保健、風致の保存等のための保安林につきましては、国の特別の理由の必要のない上限の120%まで今回上げさせていただいて、2,527ヘクタールというふうにさせていただきました。

ぜひご審議のほど、よろしくお願いいたしたいと思っております。

○太田会長 どうもありがとうございました。事務局の説明、ちょっと込み入っておりましたけれども、最初に原案の説明をしていただきました。その後、資料4にある3つの重要な今回の項目のうち、2番目の保安施設に関する事項という部分のところにつきまして、大変貴重なご意見をいただいたということでございます。

ということで、今回、質問への回答の中で、事務局より保安林指定の計画量について修正案が提案されました。これは非常に、原案とちょっと違う修正案でございますので、まず、この部分について審議をさせていただこうと、こういうふうに思います。

それでは、まず、このご意見をいただきました城土委員の方から修正案について何かご意見等ございますでしょうか。

○城土委員 今、事務局の方から説明いただきましたように、林道についても、保安林の指定面積につきましても、全国森林計画を立てるに当たって、全国158広域流域計画ごとに数字を割り振ります。その数字を割り振ったものをそれぞれの都道府県知事が、例えば東京都であれば多摩と、それから伊豆諸島の森林計画にそれを再配分するわけでございますけれども。再配分した数字が、いわゆる林野庁の治山課の方で割り振った全国森林計画のベースになっている割り振り量に比べて極めてというか、かなり低位にある。資料4の2のところの下の方の表をご覧いただくとわかるのですが、いわゆる今次の計画区内の指定量が441、実数ですね、それぞれ水かんと災害防備と保健保安林ごとに内訳が載っているわけですが、これは今までの前計画、上の数字をご覧いただくとわかるとおり、今までの数字だと、大体、計画案、いわゆる10年間の計画期間内に、前計画だと1,857ということで、千数百ヘクタールオーダーで指定をしてきた。いわゆる計画的な保安林の整備をしてきたにもかかわらず、21年4月にスタートする今回の計画だけ400と、極めて数字としては奇異に感じたので、その辺を事務

局と何度かやりとりをさせていただきまして、最終的には、先ほど植竹森林課長のご説明にあったように、今までの数字、例えば対前年度と比べると102、109、120という数字で今次計画については指定をしていきたいということですので、私としては、数字自体はそういった考え方で妥当であろうというふうに判断しております。

○太田会長 どうもありがとうございました。

状況は、今、城土委員の方からお話がありましたように、努力をしていただくという形で、こういう修正案が出されたということでございます。

ということで、原案に比べますと、例えばどうなのですかね、120%というのはかなり大きな数字になっておるということで、ご努力いただいたのではないかなど、こういうふうに思っております。

このあたりの修正案につきまして何かご意見はございますでしょうか。

井上委員、どうですか。

○井上委員 今回のことを大分ご丁寧に説明していただきましたので、十分理解できたのですがけれども、保安林の指定というのは計画の中でどんどん増えていくということで、まだまだ整備が、まだ先にやらなければいけない部分が十分残っているので、今回のように増やす努力をなるべくしていくということで、指定する場所も十分資料の中に入って、こういう計画の変更になったというふうに理解してよろしいでしょうか。

○植竹森林課長 この実現に向けて努力したいと思います。

○井上委員 ありがとうございます。

○太田会長 ご質問をいただいた委員の方にはご了承いただいておりますが、ほかの委員の皆さん、今回の保安林の指定計画面積の変更について、そういう状況で少し多く修正されたということでございます。何かこれについてご意見ございますでしょうか。

これは委員の指摘が、大変貴重な指摘だったというふうに私も思っております。また、それについて東京都として努力しようという形で表明された修正案が出されたと、こういうふうに思っておりますが、いかがでございましょうか、何かご意見ございますでしょうか。

(異議なし)

○太田会長 ありがとうございます。よろしゅうございましょうか。

それでは、ほかに意見がないようでしたら、保安林の指定計画面積は原案を変更して修正案にしたいと思いますが、もう一度、確認いたします。よろしゅうございましょうか。

(異議なし)

○太田会長 ありがとうございます。

それでは、保安林の指定計画面積につきましては、変更案を当審議会の意見といたします。

続いて、保安林指定以外の変更案についてご意見、ご質問等ございましたらお伺いし

たいと思います。ほかの部分についても、ご質問に対するお答えは出ておるようですが、全体を含めまして、資料4であれば1あるいは3の部分につきましてもご質問、ご意見をお受けしたいと思いますが、何かございますでしょうか。

林道の部分につきましても数字と面積の関係で、数字と延長の関係、新規の林道と計画と延長の関係について、ちょっと同じ延長というところは、皆さんも疑問というか、そういうものはあったかと思いますが、その内容については先ほどからご説明がございましたとおりでございます。何かございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

全国森林計画、新たに森林計画が決まったということ。ただし、計画については2年前には現実には見直しているということで、そんなに大きな時期の経過はないわけですね。ということで、変更のない部分もあったということをご了承いただければと思います。よろしゅうございましょうか。

(なし)

○太田会長 それでは、他にご意見、ご質問がないようでしたら、今回の諮問に係る地域森林計画の変更については、保安林の計画数量については原案を事務局提案のとおりに変更し、その他の事項については原案のとおり承認したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○太田会長 ありがとうございます。

以上をもちまして、本日の諮問案件の審議は終了いたしました。

それでは、答申文の作成を行います。

事務局、答申案の配付をよろしくお願いいたします。

(答申文配付)

○太田会長 それでは、事務局から答申案の朗読をお願いします。

○植竹森林課長 20東森審第2号。答申書(案)。東京都知事石原慎太郎殿。

平成20年12月9日付20産労農森第657号で諮問のあった事項については下記のとおり答申する。

平成20年12月19日。東京都森林審議会会長、太田猛彦。

記、多摩地域森林計画変更計画の案については、保安施設に関する事項を修正し、その他の事項については原案どおり適当と認める。

以上でございます。

○太田会長 ありがとうございます。

答申案につきましてご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

○太田会長 どうもありがとうございます。

ただいまご賛同が得られましたので、この答申案を本審議会の答申として決定いたします。

それでは、本日の議事はすべて終了いたしました。

本日は、定刻より大分早く終わっておりますので、せっかくの機会でございますので、森林行政に関しまして何かご意見等がございましたら、この際お聞きしたいと思います。何かございますでしょうか。何か特にございますか。

事務局の方から何か話題等ありますか、特にございませんか。

○植竹森林課長 特にございません。

○太田会長 よろしいですか。

【中略：委員による意見交換】

○太田会長 それでは、ほかに意見がないようでしたら、少し早いですがけれども、これを持ちまして本日の審議会日程はすべて終了いたしました。

ご審議にご協力いただきまして、どうもありがとうございました。

(午後 4時00分 閉会)